

マイナポイント第2弾対象 マイナンバーカードの申請期限を再延長

圖防災課(西有家庁舎) ☎73-6622

急速に普及が進むマイナンバーカードの現状と新型コロナウイルス感染症の感染状況などを踏まえ、今後さらなる普及・促進に向け、マイナポイント事業第2弾の対象となるマイナンバーカードの申請期限が令和5年2月末まで延長となりました。

まだマイナンバーカードをお持ちでない市民の皆さんは、早めの申請をお願いします。

●ポイント申込の対象となるマイナンバーカードの申込期限

令和5年2月末

※対象期限が令和4年12月末から令和5年2月末までに延長となりました。

●ポイントの申込終了時期

時期については、あらためて国が発表します。市ホームページなどをご確認ください。



市HP

ご存じですか？ 養護老人ホーム・生活支援ハウス

圖福祉課(南有馬庁舎) ☎73-6651

日常生活において、おおむね自立している高齢者で、「一人で生活するのが不安」「自宅で生活するのが難しくなってきた」などの悩みや不安を抱える人の住まいの選択肢として、「養護老人ホーム」と「生活支援ハウス」があります。

※入所に関する相談や手続きなどについては、福祉課へお問い合わせください。



養護老人ホーム

●受入施設

施設名	定員	住所・電話番号
積徳苑	50人	布津町丙4266番地 ☎72-3555
大乘苑	60人	加津佐町己2225番地イ ☎87-2163

●対象者

原則として65歳以上の在宅での生活に困難さや不安を抱えている人。また、身の回りのことが自分でできる人。家庭環境上の理由および経済的理由により、自宅での生活が困難な人。

●利用料

利用者およびその扶養義務者の収入により利用料が決定します。(月額0円から最大14万円)

※ホームでの食事代や光熱水費などの生活費は、利用料に含まれています。

生活支援ハウス

●受入施設

施設名	定員	住所・電話番号
ライフヴィラ望海	10人	南有馬町甲1308番地1 ☎85-2900
なごみ荘	8人	加津佐町乙618番地 ☎87-2099

●対象者

南島原市に住所を有する人で、原則として60歳以上のひとり暮らしの人、夫婦のみの世帯に属する人および家族による援助を受けることが困難な人であって、高齢などのため独立して生活することに不安のある人。

※介護認定をお持ちの人は、要介護1以下の人が対象です。

●利用料

利用者の収入により利用料が決定します。(月額0円から最大5万円)

※別途、食事代や光熱水費などは自己負担で施設への支払いが必要です。

2月1日～ 南島原市電子申請サービスを開始します

圖防災課(西有家庁舎) ☎73-6622

市では、デジタル技術を活用して「いつでも、どこからでも市役所の手続きや相談ができる」といった、市民の皆さんが「簡単・便利・スマート」と感じていただける「行政サービスのデジタル化」に取り組んでいます。

これまでの「書面」、「押印」、「対面」を基本とした行政手続きの形式をデジタルで転換し、市民の皆さんのご負担を軽減する取り組みとして、スマートフォンやパソコンを使って、インターネットでさまざまな手続きなどを行うことができる「南島原市電子申請サービス」を2月1日から開始します。

まずは押印が不要な手続きや確認書類が簡易な届け出、各種予約申込やアンケートなどから開始し、今後、本人確認や手数料の支払いが必要となるものなどについても順次、サービスを拡大していきます。

なお、本サービスは長崎県と県内の参加市町で共同運用しており、万全のセキュリティ対策を行っていますので、安心してご利用いただけます。

●対象となる手続きなど

- ①各種申請・届出…法令・例規などに基づく行政手続き
- ②各種予約・申込…行政サービスの予約、イベントの参加申込など
- ③アンケート調査…市民アンケート、意見募集など

●手続きの流れ

詳しくは、市ホームページまたは市公式LINEからご確認ください。



市HP



市公式LINE

「第4次南島原市男女共同参画計画(案)」に関する意見を募集します

圖市民課(西有家庁舎) ☎73-6647 FAX:82-3086
〒859-2211 西有家町里坊96番地2 Eメール:shimin-han@city.minamishimabara.lg.jp

男女共同参画社会の形成に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するためにとりまとめた「第4次南島原市男女共同参画計画」の策定を進めています。

この計画の策定にあたって、市民の皆さんのご意見やご提案をいただくため、市民意見募集(パブリック・コメント)を行います。

●閲覧・募集期間

2月6日(月)～20日(月)

●閲覧場所

市民課、各支所(市ホームページにも掲載します)

●意見などを提出できる人

- ・市内に在住・在勤・在学の人
- ・市内に事業所などを有する人
- ・本事案に利害関係を有する人

●意見の提出方法(任意様式で可)

意見内容(計画(案)の箇所(項目やページ、行など)とそれに対する意見)、氏名、住所を記載し、市民課または各支所に持参するか、郵送、FAX、Eメールのいずれかで提出してください。

●意見に対する考え方の公表

お寄せいただいたご意見の要旨とそれに対する本市の考え方は、後日ホームページなどで公表する予定です。

●注意事項

- ・計画(案)をご一読のうえ、意見を提出してください。
- ・意見提出用紙に氏名・住所が記入されていない場合、受付できません。
- ・公序良俗に反する意見は、受付できない場合があります。
- ・電話での受付や、ご意見に対する個別の回答はいたしません。